

概要

審査請求人(以下「請求人」という。)に残存する障害は、障害等級第 12 級に該当するとして、障害等級第 14 級に該当するとした原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、平成○年○月○日、自転車に乗車しての帰宅途中、第二当事者運転の自転車と接触し転倒負傷したものである。

請求人は、同日、○病院に受診したところ、「右足関節脱臼骨折」と診断され、休業加療した後、平成○年○月○日をもって治癒となった。

請求人は症状固定後、障害が残存するとして監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労災保険法施行規則別表第 1 に定める障害等級第 14 級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

右足関節の神経症状については、第 14 級よりも強い痛みがある。機能障害についても測定値よりも悪いと思うので、監督署長の決定には不服である。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

- (1) 右足関節部に 6 cm と 7 cm、右足部背側に 4 cm の手術痕が認められるが、手のひら大の大きさには至らず醜状障害には該当しない。
- (2) 右足関節の可動域制限が認められるが、健側に比し、3/4 以下の制限には至らず機能障害には該当しない。
- (3) 請求人の主訴する右足関節の疼痛は、医証より右足関節脱臼骨折によるものと認め「局部に神経症状を残すもの」と判断した。
- (4) 以上から、請求人に残存する障害は、右足関節の疼痛より「局部に神経症状を残すもの」第 14 級の 9 と決定した。

4 審査官の判断

○病院医師は、障害給付支給請求書裏面診断書および症状所見書において、請求人の障害の残存状況について、「右足関節の変形と外固定に伴う疼痛と可動域制限、骨折部での内側足底神経の圧迫による足部内側の知覚低下を伴うしびれ感」と診断し、足関節の可動域は他動で右 45° 左 55° と測定値を記載している。

監督署職員が測定した可動域は、右 50° 左 60° で、ともに右足関節の可動域は、健側（左側）の可動域の 3/4 以下には制限されていない。

一方、鑑定を依頼した地方労災医員は、鑑定書において、「右足関節の脱臼骨折は、三踝骨折を伴う脱臼骨折で、特に後踝骨折は脛骨下端の荷重関節面の後方約 1/2 が後上方に転位し、足関節が脱臼した非常に不安定な骨折で、受傷時に既に関節軟骨面が損傷を来していた。」とし、「平成○年○月○日のレントゲン画像では、関節面の解剖学的整復は得られておらず、後踝骨折部の関節面は、後上方に転位して階段状に変形し、足関節の可動域制限と荷重時痛が残存していることが予想される。」と所見している。

また、「臨床所見においては、右足関節から前足部の足背部に軽度浮腫性腫脹を認め、足背から足底部に放散痛と異常知覚の自覚症を認めた。RSD には至っていないが、外傷性の足関節炎を来している状態である。」と所見している。

足関節の可動域（他動）は、右 60°、左 95° で右足関節可動域は健側可動域の 3/4 以下に制限され、神経症状は「通常の労務に服することはできるが、時には強度の疼痛のため、ある程度差し支えがあるものに相当する」と所見している。

地方労災医員の鑑定意見は、各画像及び臨床所見等に基づく見解であり、当審査官は妥当なものと判断する。

以上のことから、請求人に残存する障害は、「1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの」(第 12 級の 7) 及び「局部にがん固な神経症状を残すもの」(第 12 級の 12) に該当するものと判断されるが、当該神経症状は、右足関節の機能障害に通常派生する関係にあるため、本件は「1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの」(第 12 級の 7) に相当するものと判断する。

したがって、監督署長が請求人に対してした障害等級第 14 級に応ずる障害給付を支給する旨の処分は妥当でなく、取り消されるべきである。